

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 介護保険法による居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者及び居宅介護支援事業者の指定【保健福祉局地域支援部介護保険課】 1691
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域支援部介護保険課】 1693
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】 1694

◇ 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（3件）【市民文化スポーツ局市民部市民活動推進課】 1695
- 土地改良法に基づく土地改良事業計画の公告【産業経済局農林水産部農林課】 1698

北九州市告示第273号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項、第53条第1項及び第46条第1項の規定に基づき、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者及び居宅介護支援事業者を指定したので、法第78条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第131条の2、法第115条の10第1号及び施行規則第140条の23並びに法第85条第1号及び施行規則第133条の2の規定により次のように告示する。

平成25年6月20日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護及び介護予防訪問介護

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 指定年月日 |
|--------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------|-------------------|
| 4070 1022 90 | 有限会社 愛光 訪問介護サー ビス | 北九州市門司区 吉志二丁目2番 5号 | 有限会社愛 光訪問介護 サービス | 平成25 年6月1 日 |
| 4070 4041 67 | ケアセンターけ いず | 北九州市小倉北 区木町四丁目1 5番3-101 号 | 株式会社ト コマ | 平成25 年6月1 日 |
| 4070 5046 02 | ヘルパーステー ション 輝き | 北九州市小倉南 区下石田一丁目 5番3号 | 株式会社輝 き | 平成25 年6月1 日 |

2 通所介護及び介護予防通所介護

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 指定年月日 |
|--------------------|------------------------------|----------------------------|----------------------|-------------------|
| 4070 2019 28 | でいさーびすせ んたー はっぴ ーはうす高須 | 北九州市若松区 高須西二丁目1 番1号 | 有限会社ハ ウスリフォ ーム | 平成25 年6月1 日 |
| 4070 2019 36 | ケアイン西天神 デイサービスセ ンター | 北九州市若松区 西天神町4番3 3号 | 社会福祉法 人 広緑会 | 平成25 年6月1 日 |
| 4070 5045 86 | デイサービス 和三 | 北九州市小倉南 区中曾根新町3 番5号 | 有限会社九 州ライフケ ア | 平成25 年6月1 日 |
| 4070 7059 02 | ケアリングデイ サービス黒崎 | 北九州市八幡西 区八千代町9番 30号 | 株式会社ケ アリング | 平成25 年6月1 日 |
| 4070 7059 10 | デイサービス ふくろうの家 | 北九州市八幡西 区千代二丁目2 4番8号 | 株式会 社 OWL | 平成25 年6月1 日 |

3 訪問看護及び介護予防訪問看護

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 指定年月日 |
|--------------------|--------------------|--------------------|---------------|-----------|
| 4067 6900 75 | 訪問ナースステーション海峡つばさ | 北九州市門司区松原二丁目8番20号 | 株式会社つばさ | 平成25年6月1日 |
| 4067 7904 87 | AI メディカル訪問看護ステーション | 北九州市小倉北区馬借一丁目3番20号 | 株式会社 AI メディカル | 平成25年6月1日 |

4 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 指定年月日 |
|--------------------|--------------|-----------------------|-----------|-----------|
| 4070 4041 75 | QCC 北九州 | 北九州市小倉北区東篠崎三丁目4番17号A5 | 株式会社 QCCG | 平成25年6月1日 |
| 4070 4041 83 | シンプルケア北九州営業所 | 北九州市小倉北区東篠崎二丁目7番38号 | 株式会社 カワムラ | 平成25年6月1日 |

5 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 指定年月日 |
|--------------------|--------------|-----------------------|-----------|-----------|
| 4070 4041 59 | QCC 北九州 | 北九州市小倉北区東篠崎三丁目4番17号A5 | 株式会社 QCCG | 平成25年6月1日 |
| 4070 4041 91 | シンプルケア北九州営業所 | 北九州市小倉北区東篠崎二丁目7番38号 | 株式会社 カワムラ | 平成25年6月1日 |

6 居宅介護支援

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 指定年月日 |
|--------------------|----------------|--------------------|---------------|-----------|
| 4070 5045 94 | 守恒ケアプランセンターはるか | 北九州市小倉南区守恒四丁目21番8号 | 株式会社 パソナライフケア | 平成25年6月1日 |

北九州市告示第274号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第75条第2項、第115条の5第2項及び第82条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者から廃止の届出があったので、法第78条第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第131条の2、法第115条の10第2号及び施行規則第140条の23並びに法第85条第2号及び施行規則第133条の2の規定により次のように告示する。

平成25年6月20日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護及び介護予防訪問介護

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 廃止年月日 |
|--------------------|---------------|-----------------|---------|------------|
| 4070 4030 94 | ヘルパーステーション博愛会 | 小倉北区井掘一丁目26番17号 | 合同会社博愛会 | 平成25年6月15日 |

2 居宅介護支援

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 廃止年月日 |
|--------------------|-----------------|--------------------|------------|-----------|
| 4070 1008 98 | NPO 法人もやいケアサービス | 北九州市門司区大里東一丁目9番11号 | 特定非営利法人もやい | 平成25年6月1日 |

北九州市告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成25年6月20日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

| 整理番号 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|------|-------------------|--|----------------|
| 5976 | 横代南 町山手 1号線 | 北九州市小倉南区横代南町五 丁目1593番1地先から 北九州市小倉南区石田南二丁 目344番1地先まで | 平成25年6月21 日 |

北九州市公告第468号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年6月20日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請のあった年月日

平成25年4月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人だんだん

(2) 代表者の氏名

田中雪江

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市門司区大里戸ノ上一丁目14番32号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及びその家族に対して、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センター事業を行い、福祉の増進と障害者の自立支援を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

北九州市公告第469号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年6月20日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請のあった年月日

平成25年5月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州放射線技師会

(2) 代表者の氏名

守口秀樹

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、保健衛生及び放射線に関する知識の普及並びに診療放射線技術の向上に関する事業を行い、もって北九州地区住民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

北九州市公告第470号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年6月20日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請のあった年月日

平成25年4月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 n e s t

(2) 代表者の氏名

山根正夫

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市小倉北区魚町二丁目6番1号 小倉商工会館ビル1階 ふあむ

内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、発達障害のある人やその家族に対して、個々のライフステージに応じたさまざまな支援に関する事業を行い、ノーマラゼーションの考え方に基づきすべての人々が健やかに暮らせる住みよい地域社会作りに貢献し、あわせて社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

北九州市公告第471号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき、北九州市小倉南区高野六丁目及び大字長行地内の土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり公告縦覧する。

なお、同条第6項の規定に基づき、当該事業の計画について異議のある者は、平成25年8月9日までに北九州市産業経済局農林水産部農林課に申し出てください。

平成25年6月20日

北九州市長 北 橋 健 治

1 事業名

基盤整備事業（高野地区）

2 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

3 縦覧期間

平成25年6月21日から同年7月19日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前8時30分から午後5時まで

4 縦覧場所

北九州市産業経済局農林水産部農林課